

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目19番1号
神田橋パークビル5F

insource 株式会社インソース
代表取締役 執行役員社長 舟橋 孝之

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年12月19日（火曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月20日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町1 住友商事美土代ビル 8F

TKP神田ビジネスセンター ANNEX

※第14回定時株主総会と開催会場が異なりますので、ご注意ください。

※詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

- 第15期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会当日のお土産のご用意はございません

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただき、この「招集ご通知」を議事資料として会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.insource.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。

◎株主さまでない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成28年10月1日～平成29年9月30日）における有効求人倍率の平均は1.47倍（厚生労働省）、完全失業率の平均は2.9%（総務省）となりました。また、教育訓練に対する費用は増加傾向にあり、平成28年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）において、教育訓練に支出した費用の労働者一人当たり平均額は平成27年には1.7万円だったのに対し、平成28年には2.1万円となっています。このように、人材不足を人材教育による効率化で補いたいというニーズが高まっています。

こうした中、当社グループでは、デジタルマーケティングの強化、若手の早期戦力化や「働き方改革」に関連する分野等の研修の開発・拡販に注力しました。加えて公開講座事業では、利用顧客固定化のため、公開講座へのお申込みを始め、提携する各社の研修申込みや書籍等の購入などがネット上で簡単にできるWEBサービス「WEBinsource」の登録先数の拡大、まとめてご購入いただくことで割引となる「人財育成スマートパック」の拡販に注力いたしました。さらに、人事サポートシステム「Leaf」の利用社数拡大、「ストレスチェック支援サービス」の拡販にも努めるなど、研修にとどまらない幅広い分野への展開を強化しました。

また、平成29年7月21日、当社は東京証券取引所市場第一部に上場市場変更いたしました。これによる知名度や信用度の向上を通して、営業活動を積極的に展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,585百万円（前期比23.0%増）、営業利益は592百万円（前期比28.6%増）、経常利益は608百万円（前期比34.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は412百万円（前期比38.5%増）となりました。

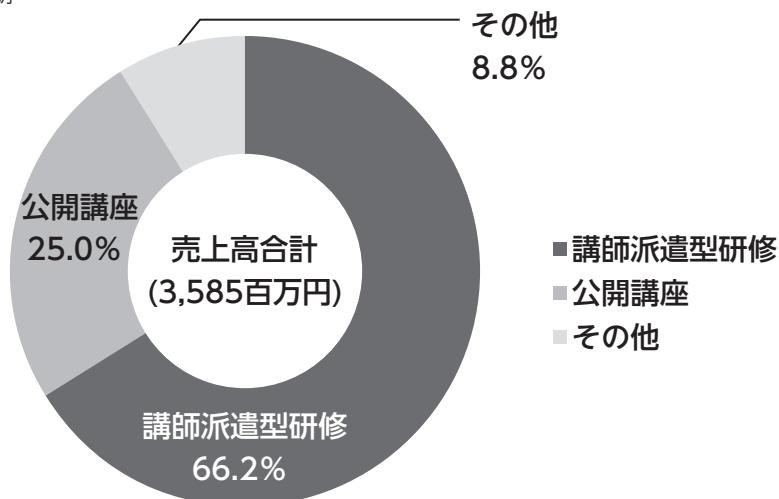
なお、事業種別毎の概況は、次のとおりであります。

【主要事業種別毎売上高】

主 要 事 業 種 別						第14期 (百万円)	第15期 (百万円)
講 師 派 遣 型 研 修						2,070	2,372
公 開 講 座						650	897
そ の 他						194	315

- (注) 1. 当社グループは教育サービス事業の単一セグメントであり、セグメントに代えて事業種別毎に記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

【事業種別毎売上高構成比】
第15期



1-2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は48百万円であります。その主なものはソフトウェアの開発であります。

1-3. 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

1-4. 財産および損益の状況

区 分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	2,039	2,423	2,915	3,585
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	180	238	298	412
1 株当たり当期純利益 (円)	24.15	31.70	38.93	50.94
純 資 産 (百万円)	519	732	1,334	1,436

- (注) 1. 当社は第14期から連結計算書類を作成しております。
 2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 3. 第12期および第13期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

4. 平成26年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

1-5. 対処すべき課題

(1) 活動資源としての人材確保・人材育成

堅調な人材教育需要に応えるべく、各種サービスの拡販に向けた営業活動やその企画・制作活動に要する人員の確保・育成が目下の当社の課題と考えています。

そのため、採用活動の強化のみならず、当社サービスを活用した社員への研修をより充実させ、人材育成の強化をさらに推進してまいります。さらに様々な形態での働き方を受け入れていくための制度や仕組みの整備にも力を注いでまいります。

(2) ITサービスの強化

社内における業務効率化のためだけではなく新たな収益源を生み出すためにも、ITの強化は当社にとって重要な課題と認識しております。

システム開発要員の積極採用・育成をさらに推進していくほか、システム開発をより一層強化し、システムそのものだけではなく機能単位での販売を強化してまいります。

(3) 新たな事業分野の開拓

現在の中核である講師派遣型研修、公開講座に加え、新たな収益源を作ることが今後の成長のうえで不可欠と認識しております。

WEBinsourceを顧客基盤としたIT関連サービスの販売強化や、企業と就活生の情報共有サービス「らしく」の開始による採用支援事業の拡大など、研修にとどまらない幅広い分野の展開をさらに強化してまいります。

(4) 新コンテンツ開発及び販売促進

当社の成長には、これまでにない新たな研修コンテンツの開発が欠かせません。新しい分野の研修コンテンツや従来とは異なる手法を取り入れた研修プログラムの企画・開発を進め、生産性向上など時代のニーズをとらえた最先端の研修を開発してまいります。

また、開発だけではなく新コンテンツの販売促進も強化し、グループ全体で新コンテンツ開発・拡販の体制を整えてまいります。

1-6. 主要な営業所および従業員の状況

(1) 主要な営業所等（平成29年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地			
本 社	東京都千代田区			
営 業 所 等	東京本社Annex	(東京都千代田区)	浜松町事業所	(東京都港区)
	本社営業部	(東京都千代田区)	品川事業所	(東京都品川区)
	北海道支社	(北海道札幌市)	町田事業所	(東京都町田市)
	東北支社	(宮城県仙台市)	横浜支社	(神奈川県横浜市)
	駿河台事業所	(東京都千代田区)	名古屋支社	(愛知県名古屋市)
	池袋事業所	(東京都豊島区)	京都営業所	(京都府京都市)
	新宿事業所	(東京都新宿区)	大阪支社	(大阪府大阪市)
	渋谷事業所	(東京都渋谷区)	中四国支社	(広島県広島市)
	日本橋事業所	(東京都中央区)	九州支社	(福岡県福岡市)

② 子会社

名称	所在地
ミテモ株式会社	東京都千代田区

(2) 従業員の状況（平成29年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度増減
323名	44名

(注) 上記従業員数には、パート・アルバイトを含み派遣社員を除く臨時従業員の期末雇用人数である96名が含まれております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	45名	30.1歳	2年10カ月

(注) 上記従業員数には、パート・アルバイトを含み派遣社員を除く臨時従業員の期末雇用人数である72名が含まれておりますが、平均年齢および平均勤続年数の計算には含めておりません。

1-7. 子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主要な事業内容
ミテモ株式会社	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ事業（eラーニング等） ・制作事業（映像・スライド等） ・ワークショップ・コンサル事業

1-8. 主要な事業内容

社会人向け教育サービス事業（「『働く』を楽しくする」サービスの提供）を主たる事業としております。

- ・講師派遣型研修事業
- ・公開講座事業
- ・その他事業

人事・人材戦略（各種ITサービス、採用支援サービス）

経営力向上支援（経営理念浸透、働き方改革達成支援コンサルティング等）

自治体・官公庁コンサルティング（DMO、シティプロモーション等）

安全衛生向上支援（ストレスチェック支援サービス、メンタルマネジメント等）

1-9. 主要な借入先および借入額

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（平成29年9月30日現在）

2-1. 発行可能株式総数	30,000,000株
2-2. 発行済株式の総数	8,218,300株
2-3. 当事業年度末の株主数	3,477名
2-4. 大株主（上位10名）	

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ルプラス	3,360	41.63
舟橋孝之	649	8.04
川端久美子	558	6.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託□)	374	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□9)	317	3.93
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託□)	160	1.98
株式会社ブレイク	160	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□)	153	1.90
野村信託銀行株式会社(投信□)	149	1.84
日証金信託銀行株式会社(信託□823003)	110	1.36

- (注) 1. 当社は自己株式を147,533株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成29年9月30日現在）

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の数	555個	220個
保有人数		
当社取締役（社外役員を除く）	4名	5名
当社社外取締役（社外役員に限る）	0名	0名
当社監査役	0名	0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 55,500株	当社普通株式 22,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり312円	1株あたり312円
新株予約権の行使期間	自平成28年12月1日 至平成33年8月31日	自平成30年12月1日 至平成36年8月31日
新株予約権の行使条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社および当社の子会社の取締役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退任後1年間行使することができる。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の割当て後、権利行使時までに、禁固以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則により降任・降格以上の制裁を受けていないことを要する。
3. 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
4. その他の条件は、本株主総会決議および取締役会決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

4-1. 取締役および監査役の氏名等（平成29年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
舟橋孝之	代表取締役	執行役員社長
川端久美子	取締役	執行役員常務 ミテモ株式会社取締役
大島浩之	取締役	執行役員
藤本茂夫	取締役	執行役員 経営管理部長 ミテモ株式会社取締役
澤田哲也	取締役	ミテモ株式会社代表取締役社長
上林憲雄	取締役	神戸大学大学院経営学研究科教授
田淵文美	常勤監査役	
山下守	監査役	明星電気株式会社社外取締役
鈴木信	監査役	
藤本周平	監査役	ひびき監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役上林憲雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田淵文美氏、監査役山下守氏および監査役鈴木信氏は、社外監査役であります。
3. 取締役上林憲雄氏および監査役田淵文美氏は、子会社、大株主および主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤本周平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 以下の通り取締役の担当異動がありました。

<平成28年11月18日付>

(下線：変更箇所)

氏名	新	旧
川 端 久美子	取締役 執行役員常務 ヘルスマネジメント事業部管掌	取締役 執行役員常務 ダイバーシティ事業部管掌
藤 本 茂 夫	取締役 執行役員 管理部長	取締役 執行役員 管理部長、経営企画室長

<平成29年1月27日付>

(下線：変更箇所)

氏名	新	旧
藤 本 茂 夫	取締役 執行役員 経営管理部長	取締役 執行役員 管理部長

<平成29年7月28日付>

(下線：変更箇所)

氏名	新	旧
川 端 久美子	取締役 執行役員常務	取締役 執行役員常務 ヘルスマネジメント事業部管掌
大 島 浩 之	取締役 執行役員	取締役 執行役員 企画開発本部管掌

7. 当社は業務執行機能の強化および経営効率向上のため執行役員制度を導入しております。取締役を兼職しない執行役員の平成29年9月30日現在の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	公開講座本部長	大畑 芳雄
執行役員	本社営業本部長 東日本営業本部・東東京営業本部・東海営業本部・教務部管掌	金井 大介
執行役員		林 道雄
執行役員	新商品開発部長	癸生川 心
執行役員	システム事業本部長 ITサービス事業部管掌	田中 俊
執行役員	総務広報部長 人事部管掌	松木 宏明
執行役員	西日本営業本部長	水野 大輔
執行役員	西東京営業本部長	帰山 智幸
執行役員	公共営業本部長 ヘルスマネジメント事業部管掌	西 将司
執行役員	企画開発本部長	百瀬 康倫

4-2. 取締役、監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	100百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23百万円 (19百万円)
計	10名	124百万円

- (注) 1. 期末日現在の取締役は6名(うち社外取締役1名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)です。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成28年12月21日開催の第14回定時株主総会において、年額180百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成27年12月18日開催の第13回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与15百万円(社外取締役に対しては支給しておりません)が含まれております。なお、当事業年度に係る監査役賞与につきましては、支給しておりません。

4-3. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議において決定しております。

4-4. 社外役員の兼職その他の状況（平成29年9月30日現在）

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
上林憲雄	神戸大学大学院経営学研究科教授	特別の関係はありません。
山下守	明星電気株式会社社外取締役	特別の関係はありません。

4-5. 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	上林憲雄	当事業年度の取締役会15回全てに出席し、必要に応じて主に人的資源管理・人事労務管理の研究者としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	田淵文美	当事業年度の取締役会15回全て、及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて主にコンサルタントとしての経営監視の専門的見地から発言を行っております。
監査役	山下守	当事業年度の取締役会15回全て、及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて主に上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識の観点から発言を行っております。
監査役	鈴木信	当事業年度の取締役会15回全て、及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて主に上場会社監査役としての豊富な経験と幅広い見識の観点から発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

5-2. 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5-5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議内容の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 取締役および使用人が法令および定款等を遵守するための行動規範としてコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示する。
- ② 法令および定款等の遵守体制の確立・維持・向上のため、コンプライアンスに関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 取締役および使用人に対しコンプライアンス研修を実施する他、各種会議体、社内イントラネット、メール等による注意喚起を通じて、遵守すべき法令および定款等につき周知徹底する。
- ④ 内部監査部門は法令・定款等の遵守状況について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。
- ⑤ 外部専門家を窓口とする内部通報制度を構築し、法令および定款等に違反する行為などを使用人が発見した場合に報告できるようにする。
- ⑥ 反社会的勢力への対応についての方針、規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する体制の確保・向上を図る。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等に従い、適切に作成、保存、廃棄される。
- ② 情報・文書の保存期間・場所・期間、責任部署は社内規程の定めるところによる。
- ③ 取締役および監査役は、これらの情報・文書を常時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① リスク管理体制の確立・維持・向上のため、リスク管理に関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

- ② リスク・コンプライアンス委員会は、定期的に想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスクについてリスク対応部署を決定するとともに、全社的なリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ③ 有事が発生した場合は、リスク管理に関する規程に従い、対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応をとる。
- ④ 内部監査部門はリスク管理体制について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入する。
- ② 取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役および執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はそれを監督する。
- ③ 取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う経営会議、リスク・コンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を定期的開催する。
- ④ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役、執行役員および使用人の職務権限と担当業務を明確にする。
- ⑤ 職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ）

- ① 子会社の管理部門を経営管理部とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保する。当社の監査役および内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
- ② 子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席する。
- ③ 当社は、リスク・コンプライアンス委員会に、当社および子会社からなる企業集団におけるリスクを統括的に管理する機能を担わせる。
- ④ 子会社は、経営管理部等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備する。

⑤ 当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号）

監査役の職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役執行役員社長は、監査役の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとする。選任した当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号）

- ① 当社および子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役および監査役会に報告する。
- ② 監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人にその説明を求める。
- ③ 監査役に対する報告を行ったことを理由として、当社および子会社の取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第6号第7号）

- ① 監査役は定時および臨時に監査役会を開催し、情報の交換・協議を行う。
- ② 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査室と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図る。
- ③ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとする。

6-2. 体制の運用状況の概要

当社は、6-1. に記載の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項（内部統制システム構築の基本方針）につき、平成27年11月13日開催の取締役会にて、決議いたしました。

当連結会計年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ・ 外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を構築
 - ・ 内部者取引防止規程を制定し、インサイダー取引に関する研修を実施
 - ・ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等につき、法令の定めにもとづいた保存期間の設定と適切な管理を実施
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - ・ クレーム事故対応に関する規程類の変更、周知徹底、運用を実施
 - ・ 内部監査部門による当社の各部門および子会社の業務監査を実施
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - ・ 社外取締役および監査役が出席する取締役会を15回、常勤監査役が出席する経営会議を11回開催
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ）
 - ・ 関係会社管理規程に基づく適正な管理を実施
 - ・ 当社経営会議等における、子会社による業績等の定期報告を実施
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号）

該当事項はありません。
- (7) 監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号）
 - ・ 監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席
 - ・ 監査役による業務執行に関する重要な文書の閲覧、当社各部門・子会社に対するヒヤリングの実施
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第6号第7号）
 - ・ 監査役会を13回開催し、当社各部門・子会社との情報・意見交換を実施
 - ・ 監査役による代表取締役執行役員社長との定期的な情報・意見交換を実施
 - ・ 監査役による会計監査人および内部監査室との定期的な情報・意見交換を実施

7 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	1,941,033
現金及び預金	1,416,479
売掛金	414,592
商品	1,846
仕掛品	31,055
繰延税金資産	52,496
その他	28,717
貸倒引当金	△4,153
固定資産	402,539
有形固定資産	77,570
建物	121,128
減価償却累計額	△53,612
建物（純額）	67,515
工具、器具及び備品	25,059
減価償却累計額	△15,004
工具、器具及び備品（純額）	10,054
無形固定資産	99,569
ソフトウェア	91,882
その他	7,686
投資その他の資産	225,399
投資有価証券	44,822
敷金及び保証金	159,096
繰延税金資産	20,646
その他	834
資産合計	2,343,572

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	808,026
買掛金	85,424
未払金	190,320
未払法人税等	182,578
未払消費税等	66,239
前受金	244,121
預り金	37,465
その他	1,877
固定負債	98,925
退職給付に係る負債	45,806
資産除去債務	53,119
負債合計	906,952
(純 資 産 の 部)	
株主資本	1,431,560
資本金	326,269
資本剰余金	167,440
利益剰余金	1,159,172
自己株式	△221,322
その他の包括利益累計額	5,060
その他有価証券評価差額金	5,060
純資産合計	1,436,620
負債・純資産合計	2,343,572

連結損益計算書 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,585,160
売上原価		1,182,032
売上総利益		2,403,128
販売費及び一般管理費		1,811,116
営業利益		592,011
営業外収益		
受取利息	564	
受取配当金	250	
為替差益	1,892	
保険解約戻戻金	13,376	
その他	443	16,527
経常利益		608,539
特別損失		
固定資産除却損	1,988	1,988
税金等調整前当期純利益		606,551
法人税、住民税及び事業税	243,257	
法人税等調整額	△49,554	193,702
当期純利益		412,848
親会社株主に帰属する当期純利益		412,848

連結株主資本等変動計算書 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	326,269	167,440	839,696	-	1,333,405	1,455	1,455	1,334,861
当期変動額								
剰余金の配当			△90,401		△90,401			△90,401
親会社株主に 帰属する当期純利益			412,848		412,848			412,848
自己株式の取得				△225,072	△225,072			△225,072
自己株式の処分			△2,970	3,750	780			780
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	-	-	319,476	△221,322	98,154	3,604	3,604	101,759
当期末残高	326,269	167,440	1,159,172	△221,322	1,431,560	5,060	5,060	1,436,620

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 ミテモ株式会社

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 INSOURCE HONG KONG LIMITED

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社の名称 INSOURCE HONG KONG LIMITED
- ・持分法を適用していない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	4～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,218,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月21日 定時株主総会	普通株式	90,401	11.00	平成28年9月30日	平成28年12月22日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	145,273	18.00	平成29年9月30日	平成29年12月21日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の

目的となる株式の種類および数

普通株式 55,500株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金及び営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理要領及び与信管理要領に従い、経営管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理要領及び与信管理要領に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
①現金及び預金	1,416,479	1,416,479	—
②売掛金	414,592	414,592	—
③投資有価証券 その他有価証券	44,822	44,822	—
④買掛金	(85,424)	(85,424)	—
⑤未払金	(190,320)	(190,320)	—
⑥未払法人税等	(182,578)	(182,578)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④買掛金、⑤未払金並びに⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 敷金及び保証金(貸借対照表計上額159,096千円)は市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含んでおりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	178円00銭
1株当たり当期純利益	50円94銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	1,847,799
現金及び預金	1,320,022
売掛金	395,264
商品	1,846
仕掛品	28,747
短期貸付金	20,498
未収入金	5,244
前払費用	24,786
繰延税金資産	52,496
その他	2,847
貸倒引当金	△3,952
固定資産	430,303
有形固定資産	77,231
建物	121,128
減価償却累計額	△53,612
建物 (純額)	67,515
工具、器具及び備品	23,557
減価償却累計額	△13,841
工具、器具及び備品 (純額)	9,716
無形固定資産	98,510
ソフトウェア	90,823
その他	7,686
投資その他の資産	254,561
投資有価証券	44,822
関係会社株式	29,161
敷金及び保証金	159,096
繰延税金資産	20,646
その他	834
資産合計	2,278,102

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	768,630
買掛金	83,548
未払金	184,931
未払法人税等	170,318
未払消費税等	60,433
前受金	231,153
預り金	36,424
その他	1,820
固定負債	98,925
退職給付引当金	45,806
資産除去債務	53,119
負債合計	867,556
(純 資 産 の 部)	
株主資本	1,405,486
資本金	326,269
資本剰余金	167,440
資本準備金	167,440
利益剰余金	1,133,099
利益準備金	10,584
その他利益剰余金	1,122,514
繰越利益剰余金	1,122,514
自己株式	△221,322
評価・換算差額等	5,060
その他有価証券評価差額金	5,060
純資産合計	1,410,546
負債・純資産合計	2,278,102

損益計算書 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,442,629
売上原価		1,129,984
売上総利益		2,312,644
販売費及び一般管理費		1,757,908
営業利益		554,735
営業外収益		
受取利息	863	
受取配当金	250	
為替差益	1,892	
保険解約返戻金	13,376	
その他	366	16,749
経常利益		571,484
特別損失		
固定資産除却損	1,521	1,521
税引前当期純利益		569,963
法人税、住民税及び事業税	230,529	
法人税等調整額	△49,554	180,975
当期純利益		388,988

株主資本等変動計算書 (自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	326,269	167,440	167,440	10,584	826,897	837,482	-	1,331,191
当期変動額								
剰余金の配当					△90,401	△90,401		△90,401
当期純利益					388,988	388,988		388,988
自己株式の取得							△225,072	△225,072
自己株式の処分					△2,970	△2,970	3,750	780
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	295,617	295,617	△221,322	74,294
当期末残高	326,269	167,440	167,440	10,584	1,122,514	1,133,099	△221,322	1,405,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,455	1,455	1,332,647
当期変動額			
剰余金の配当			△90,401
当期純利益			388,988
自己株式の取得			△225,072
自己株式の処分			780
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	3,604	3,604	77,899
当期末残高	5,060	5,060	1,410,546

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法 (ただし平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

②無形固定資産

定額法

なお、償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	24,948千円
短期金銭債務	5,638千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,805千円
仕入高	61,982千円
販売費及び一般管理費	21,587千円
営業取引以外の取引による取引高	300千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式	147,533株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

科 目	金 額
(繰延税金資産)	
未払事業税	8,774
前受金	40,332
退職給付引当金	14,025
資産除去債務	16,265
関係会社株式評価損	1,727
貸倒損失	1,051
その他	3,388
繰延税金資産合計	85,567
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	10,190
その他有価証券評価差額金	2,233
繰延税金負債合計	12,423
繰延税金資産の純額	73,143

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ミテモ 株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任 ミテモ社制作物 の購入	利息の受取	300	短期貸付金	20,000
						未収入金	175

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ミテモ株式会社に対する利息の受取については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	174円77銭
1株当たり当期純利益	48円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

株式会社 イン ソース
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広 幸 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹 也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インソースの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インソース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

株式会社 イン ソース
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インソースの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

株式会社インソース 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	田	淵	文	美	Ⓢ
監査役（社外監査役）	山	下		守	Ⓢ
監査役（社外監査役）	鈴	木		信	Ⓢ
監査役（監査役）	藤	本	周	平	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「株主の皆さまから長期にご支援いただけるよう配当性向30%を目途に業績に連動した配当を継続して実施していく」ことを配当の基本方針としております。かかる基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額145,273,806円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年12月21日（木）

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役6名が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ふな はし たか ゆき
舟橋 孝之 (昭和39年4月3日生)

再任

所有する当社の株式数

649,000株

略歴、地位および担当

昭和63年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行

平成13年8月 株式会社プラザクリエイト入社

平成14年11月 当社代表取締役

平成27年8月 当社代表取締役執行役員社長（現任）

2

かわ ばた く み こ
川端 久美子

(昭和43年8月30日生)

再任

所有する当社の株式数

558,000株

略歴、地位および担当

平成14年11月 当社取締役
平成27年8月 当社取締役執行役員常務（現任）
平成28年12月 ミテモ株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

ミテモ株式会社取締役

3

おお しま ひろ ゆき
大島 浩之

(昭和31年5月4日生)

再任

所有する当社の株式数

98,000株

略歴、地位および担当

平成15年9月 当社顧問
平成17年5月 当社取締役
平成27年8月 当社取締役執行役員（現任）

4

ふじ もと しげ お
藤本 茂夫

(昭和40年3月6日生)

再任

所有する当社の株式数

3,000株

略歴、地位および担当

昭和63年4月 ソニー株式会社入社
平成19年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社

平成24年1月 当社執行役員（現任）
平成27年12月 当社取締役（現任）
平成28年12月 ミテモ株式会社取締役（現任）
平成29年1月 当社経営管理部長（現任）

重要な兼職の状況

ミテモ株式会社取締役

5

さわ だ てつ や
澤田 哲也

(昭和56年12月12日生)

再任

所有する当社の株式数

30,000株

略歴、地位および担当

平成19年6月 当社入社
 平成24年6月 ミテモ株式会社代表取締役社長（現任）
 平成28年4月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

ミテモ株式会社代表取締役社長

6

かん ばやし のり お
上林 憲雄

(昭和40年8月1日生)

社外

再任

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、地位および担当

平成4年7月 神戸大学経営学部助手
 平成6年8月 神戸大学経営学部助教授
 平成17年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授（現任）
 平成26年12月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

神戸大学大学院経営学研究科教授

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2. 上林憲雄氏は社外取締役候補者であります。
 3. 上林憲雄氏を社外取締役候補者とした理由は、人的資源管理・人事労務管理等の研究者としての専門的見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
 4. 上林憲雄氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって3年であります。
 5. 当社は上林憲雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案通り承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。
 6. 当社と上林憲雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合にはこれを継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

す なが いさお
須永 功 (昭和42年6月20日生)

社外

新任

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位および担当

平成7年9月 社会計事務所入所
平成11年4月 税理士登録
平成17年7月 永和総合事務所設立
代表就任（現任）

重要な兼職の状況

永和総合事務所代表

- (注) 1. 当社は須永功氏が所属している永和総合事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 須永功氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 須永功氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として専門的な知識・経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
4. 須永功氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 須永功氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

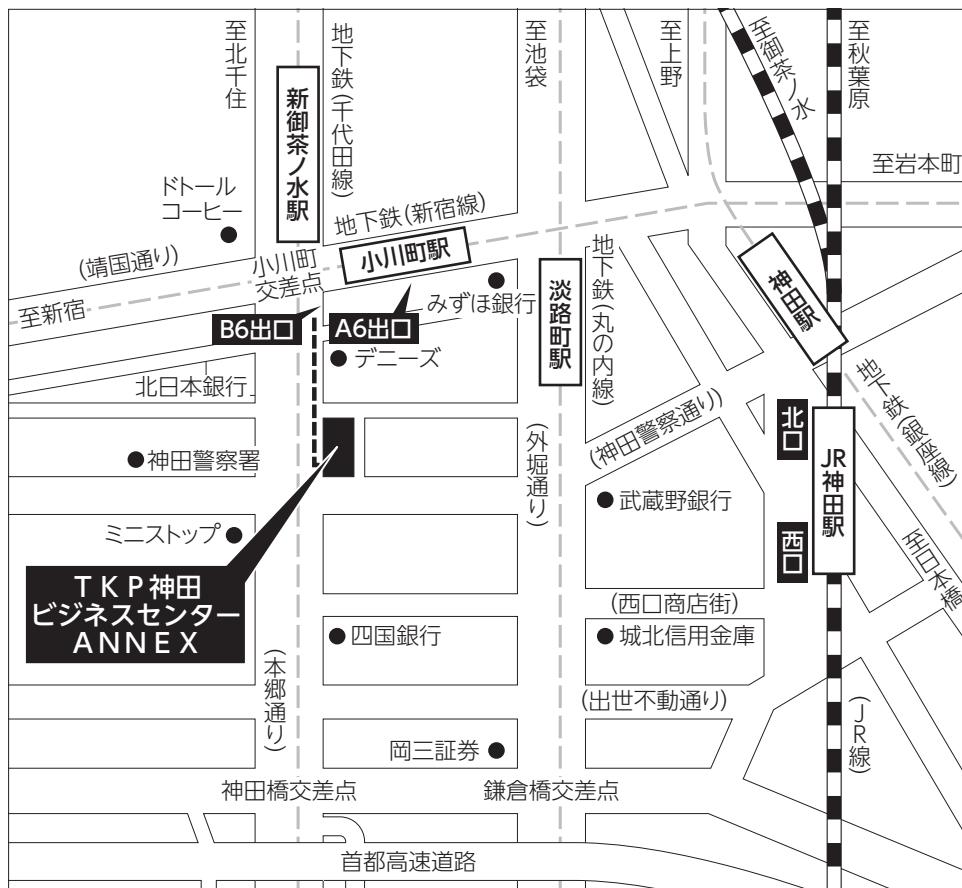
東京都千代田区神田美土代町1 住友商事美土代ビル 8F

TKP神田ビジネスセンター ANNEX

※第14回定時株主総会と開催会場が異なりますので、ご注意ください

<会場に関するお問合せ>

TEL : 03-4577-9240



交通

■ 都営地下鉄新宿線 「小川町駅」 B6出口より 徒歩約3分

■ 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」 B6出口より 徒歩約3分

■ 東京メトロ丸の内線 「淡路町駅」 B6出口より 徒歩約3分

■ JR線 「神田駅」 北口より 徒歩約9分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。